

遭難捜索費用補償特約（国内旅行傷害保険特約用）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
こ	国内旅行特約	この特約が付帯される国内旅行傷害保険特約をいいます。
し	支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した、支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
そ	捜索	捜索、救出または移送をいいます。
	捜索者	遭難した被保険者を捜索する活動に従事した者をいいます。
	捜索費用	捜索に要した費用をいいます。
ほ	保険金	遭難捜索費用保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の遭難捜索費用保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が日本国内において山岳登山（注）の行程中に遭難したことによって支出した費用を、この特約、国内旅行特約および普通保険約款の規定に従い保険金として支払います。

(注) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

(2) (1)の「費用」とは、捜索者に対し、捜索費用のうち、捜索者からの請求にもとづき被保険者が支払った費用で、かつ、この遭難と同等のその他の遭難に対して通常負担する費用相当額（注）をいいます。

(注) この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第2条（遭難の発生）

当社は、被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定期日の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の親族もしくはこれらに代わる者が次に掲げるもののいずれかに対し、被保険者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。

- ① 警察、消防団その他の公的機関
- ② 被保険者の所属する山岳会またはその他の山岳会
- ③ 有料遭難救助隊

第3条（被保険者が死亡した場合の保険金受取人）

当社は、被保険者が死亡して発見された場合または第1条（保険金を支払う場合）の費用を捜索者に対して支払う前に死亡した場合は、被保険者の法定相続人のうち、その費用を負担した者に対し保険金を支払います。被保険者に法定相続人のない場合には、その者に代わって費用を負担した者に対し保険金を支払います。

第4条（当社の責任限度額）

当社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもつて限度とします。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第1条（保険金を支払う場合）(1)の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第1条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払

責任額を限度とします。

第6条（事故の通知）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）の遭難が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、遭難が発生した日からその日を含めて30日以内に遭難の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)または(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者または保険金を受け取るべき者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合また①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

(注) 普通保険約款第1章基本条項<用語の定義>における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、遭難の原因、遭難発生の状況、費用発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額および遭難と費用との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
(注) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

区分		日数
①	(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
②	(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④	(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第9条 (時効)

保険金請求権は、第7条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第10条 (代位)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が費用の額の全額を保険金として支払った場合
保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに保険契約者、被保

険者または保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第11条 (普通保険約款との関係)

- (1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち次に掲げる規定は適用しません。

- ① 第15条(事故の通知)
- ② 第16条(保険金の請求)
- ③ 第17条(保険金の支払時期)
- ④ 第19条(時効)
- ⑤ 第20条(代位)

- (2) この特約については、普通保険約款第1章基本条項のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条(告知義務)(3)③の規定中「第2章補償条項第1条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の遭難が発生する前に」
- ② 第2条(告知義務)(4)の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合)(1)により費用が発生した後」
- ③ 第2条(告知義務)(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合)(1)により発生した費用」
- ④ 第9条(重大事由による解除)(1)①の規定中「傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の遭難が発生させ、または発生させようとしたこと。」

- (3) 当社は、普通保険約款第9条(重大事由による解除)(2)および(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

「
(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② この特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。
(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)または(2)の規定による解除が費用の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者に生じた費用については適用しません。

第12条 (国内旅行特約との関係)

この特約については、国内旅行特約のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条(保険責任の始期および終期)(4)の規定中「事故による傷害」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合)(1)により発生した費用」
- ② 第1条(保険責任の始期および終期)(4)①および②の規定中「事故」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の遭難」
- ③ 第3条(保険金を支払わない場合)の規定中「事故によって被った傷害」とあるのは「この特約第1条(保険金を支払う場合)(1)により発生した費用」

第13条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および国内旅行特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類
1. 保険証券
2. 保険金請求書
3. 遭難が発生したことおよび捜索活動が行われたことを証明する書類
4. 捜索費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
5. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
6. その他当社が第8条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。